

目 次

第1号 (5月1日)

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名・ 議長の辞職の件	4
議長の選挙	5
副議長の選挙	6
議席の一部変更・常任委員の選任・議会運営委員の選任	8
特別委員会委員の選任	9
川南・都農衛生組合議員の選挙	9
西都児湯環境整備事務組合議員の選挙・宮崎県東児湯消防 組合議員の選挙	10
川南町農業委員会委員の推薦について	11
議案上程・報告(報告第1号)	11
議案上程・提案理由説明(報告第2号～第3号)	12
議案上程・提案理由説明(議案第35号)	20
議案上程・提案理由説明(同意第2号)	21
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	21
閉 会	22

川南町告示第58号

平成25年第2回(5月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年4月26日

川南町長 日高 昭彦

- 1 期日 平成25年5月1日
2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	中津克司君	2番	河野幸夫君
3番	濱本義則君	4番	川上昇君
5番	林光政君	6番	川越忠明君
7番	内藤逸子君	8番	児玉助壽君
9番	米山知子君	10番	税田榮君
11番	山下壽君	12番	徳弘美津子君
13番	竹本修君		

○ 不応招議員(なし)

平成25年第2回(5月)川南町議会臨時会会議録

平成25年5月1日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

平成25年5月1日 午前9時00分開会

- 日程第 1 諸般の報告について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名 (濱本 義則 ・ 川上 昇)
- 追加日程第 1 議長の辞職について
- 追加日程第 2 議長の選挙について
- 追加日程第 3 副議長の選挙について
- 追加日程第 4 議席の一部変更について
- 日程第 4 常任委員の選任について
- 日程第 5 議会運営委員の選任について
- 追加日程第 5 特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 6 川南・都農衛生組合議員の選挙について
- 追加日程第 7 西都児湯環境整備事務組合議員の選挙について
- 追加日程第 8 宮崎県東児湯消防組合議員の選挙について
- 追加日程第 9 川南町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 6 報告第1号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第 7 報告第2号 専決処分の承認を求めるについて
(川南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 報告第3号 専決処分の承認を求めるについて
(平成24年度川南町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第 9 議案第35号 財産の取得について
- 日程第 10 同意第 2号 監査委員の選任について
- 日程第 11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 中津克司君	2番 河野幸夫君
3番 濱本義則君	4番 川上昇君
5番 林光政君	6番 川越忠明君
7番 内藤逸子君	8番 児玉助壽君
9番 米山知子君	10番 税田榮君
11番 山下壽君	12番 徳弘美津子君
13番 竹本修君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田喜久吉君 書記 山本博君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高昭彦君	副町長	山村晴雄君
教育長	木村誠君	会計管理者・ 会計課長	篠原浩君
総務課長	諸橋司君	総合政策課長	永友尚登君
農林水産課長	押川義光君	農村整備課長	新倉好雄君
建設課長	村井俊文君	上下水道課長	大山幸男君
農業委員会 事務局長	杉尾英敏君	教育総務課長	米田政彦君
生涯学習課長	橋本正夫君	税務課長	永友好典君
町民課長	黒木秀一君	環境対策課長	三角博志君
健康福祉課長	佐藤弘君		

午前9時00分開会

○議長（山下 壽君）おはようございます。

ただ今から平成25年、第2回川南町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控え室へ移動願います。

午前9時1分休憩

.....
午前9時30分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開いたします。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第1 「諸般の報告」を行います。前回の議会から本日までの主な事柄及び例月出納検査等の結果については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間をしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、会期は、本日1日間とすることに決定されました。

日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、濱本義則君及び川上昇君を指名します。

しばらく休憩します。

午前9時33分休憩

.....
午前9時34分再開

○副議長（竹本 修君） ここで、議事の都合によりまして、これより私、副議長が議長に代わりまして議事の進行を行いたいと思っております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

会議を再開いたします。休憩前に引き続き、会議を続行します。

ただ今、議長山下壽君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、「議長の辞職について」を日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題とすることに定決定されました。

追加日程第1 「議長の辞職について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山下壽君の退場を求めます。

（山下 壽君 退場）

お諮りします。山下壽君の議長の辞職を許可することに賛成の方は、起立願います。
起立多数であります。従って、山下壽君の議長の辞職を許可することに決定されました。
山下壽君の入場を許可します。

お諮りします。この際、「議長の選挙」を日程に追加し、順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、この際「議長の選挙」を日程に追加し、順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことに決定されました。

追加日程第2 「議長の選挙」を行います。選挙は投票により行います。
議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただ今の出席議員は、13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、林光政君及び川越忠明君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

これより投票を行います。順次投票願います。

（投 票）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。林光政君、及び川越忠明君開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数13票・内、有効投票13票 無効投票0票

有効投票のうち、山下壽君5票、竹本修君7票、児玉助壽君1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

従って、竹本修君が、議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただ今当選されました竹本修君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

議長に当選されました竹本修君をご紹介します。

ここで、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○議長（竹本 修君） 新議長のあいさつということで、非常に困惑をしております。ただ今の選挙につきまして、この度議長ということで御人選いただきました竹本でございます。何分にも皆様の御協力なくしては、この重責は全うできません。皆さんの御協力のもとで先ほど所信表明で述べましたけど、議会改革等を念頭におきながら皆さんの御協力のもとで職責を全うしていきたいと思っております。皆さんの更なるご支援等を頂きながら勉強させていただきたいと思っております。非常に簡単ではございますが、決意の一旦を述べましてあいさつに変えさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（竹本 修君） 以上で、副議長の職務は全部終了しました。ここで新議長と交代します。ご協力ありがとうございました。新議長、議長席をお願いします。

しばらく休憩します。

午前9時48分休憩

.....

午前9時49分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

お諮りします。私、竹本修が議長に当選いたしましたので、副議長が欠けることになりました。この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、この際「副議長の選挙」を日程に追加し、順序を変更して、直ちに「副議長の選挙」を行うことに決定されました。

追加日程第3 「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただ今の出席議員は、13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、内藤逸子君及び児玉助壽君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

これより投票を行います。順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。内藤逸子君、及び児玉助壽君、開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。投票総数 13票・内、有効投票 12票 無効投票 1票

有効投票のうち、米山知子君 2票 徳弘美津子君10票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。従って、徳弘美津子君が、副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただ今当選されました徳弘美津子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

副議長に当選されました徳弘美津子君をご紹介します。ここで、御挨拶をお願いしたいと思います。

○副議長（徳弘 美津子君） ありがとうございます。2年間精一杯努めさせていただきますので皆様の御協力を得ながらよろしくお願いいたします。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。

午前 9時57分休憩

.....
午前 9時58分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引続会議を続行します。

議事日程について、お諮りします。

議長、副議長の選挙に伴い、次の6件追加日程第4 「議席の一部変更について」

- 追加日程第5 「特別委員会委員の選任について」
追加日程第6 「川南・都農衛生組合議員の選挙について」
追加日程第7 「西都児湯環境整備事務組合議員の選挙について」
追加日程第8 「宮崎県東児湯消防組合議員の選挙について」
追加日程第9 「川南町農業委員会委員の推薦について」

以上を日程に追加し、一部順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。これ御異議ありませんか。

〔「異議がなし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。従って、追加日程第4から追加日程9までを日程に追加し、一部順序を変更して、直ちに議題とすることに決定されました。

追加日程第5 「議席の一部変更」を行います。

議長・副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。山下壽君の議席を11番に、徳弘美津子君の議席を12番にそれぞれ変更します。

変更した議席に着席願います。

しばらく休憩します。全員、議員控え室へ移動願います。

午前10時00分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第4 「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定によって、総務厚生常任委員に河野幸夫君、濱本義則君、川越忠明君、内藤逸子君、米山知子君、税田榮君を文教産業常任委員に山下壽君、児玉助壽君、徳弘美津子君、中津克司君、川上昇君、林光政君をそれぞれ指名いたしたいと思います。以上で常任委員の選任を終わります。

各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前11時16分休憩

.....
午前11時17分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。ただ今各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

総務厚生常任委員長に、内藤逸子君、同副委員長に税田榮君、文教産業常任委員長に川上昇君、副委員長に林光政君、以上の方々が、それぞれ互選されました。

日程第5 「議会運営委員の選任」を行います。

議会運営委員の選任については委員会条例第6条第2項の規定によって、川越忠明君、内藤逸子君、川上昇君、林光政君、竹本修君、徳弘美津子君をそれぞれ指名したいと思います。以上で議会運営委員の選任を終わります。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。
しばらく休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。ただ今議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会運営委員長に川越忠明君、同副委員長に内藤逸子君が互選されました。

追加日程第6 「特別委員会委員の選任について」を議題とします。

「議会広報編集特別委員会の選任」を行います。

特別委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定によって、徳弘美津子君、内藤逸子君、米山知子君、林光政君、中津克司君、河野幸君をそれぞれ指名したいと思います。以上で「議会広報編集特別委員」の選任を終わります。

特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。ただ今議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会広報編集特別委員会委員長に徳弘美津子君、同副委員長に内藤逸子君が互選されました。

ご報告します。「議会改革調査特別委員会」において、委員長・副委員長の改選がありましたので、その結果を報告します。

「議会改革調査特別委員会」の委員長に徳弘美津子君、同副委員長に内藤逸子君が互選されました。

追加日程第7 「川南・都農衛生組合議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定されました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議

ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定されました。

川南・都農衛生組合議員に内藤逸子君、川上昇君、林光政君を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名しました内藤逸子君、川上昇君、林光政君を川南・都農衛生組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、ただ今指名しました内藤逸子君、川上昇君、林光政君が川南・都農衛生組合議員に当選されました。

ただ今、「川南・都農衛生組合議員」に当選されました内藤逸子君、川上昇君、林光政君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第8 「西都児湯環境整備事務組合議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定されました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定されました。

西都児湯環境整備事務組合議員に竹本修君、川上昇君を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名しました竹本修君、川上昇君を西都児湯環境整備事務組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、ただ今指名しました竹本修君、川上昇君が西都児湯環境整備事務組合議員に当選されました。

ただ今、「西都児湯環境整備事務組合議員」に当選されました。竹本修君、川上昇君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第9 「宮崎県東児湯消防組合議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定されました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定されました。宮崎県東児湯消防組合議員に竹本修君、内藤逸子君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました竹本修君、内藤逸子君を宮崎県東児湯消防組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、ただ今指名しました竹本修君、内藤逸子君が宮崎県東児湯消防組合議員に当選されました。

ただ今、「宮崎県東児湯消防組合議員」に当選されました竹本修君、内藤逸子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第10 「川南町農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

議会推薦の農業委員は、農業委員会等に関する法律第12条第2号により、学識経験を有する者、4人以内と規定されております。本町においては、川南町農業委員会の委員の定数条例第2条第2項の規定により、2人を推薦していますが、今回、町長から1名の方より、辞職したい旨の届出を受けたので、後任の推薦依頼の文書が届いております。

お諮りします。議会推薦の農業委員については、議長において、指名推薦といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議長によって、指名することに決定されました。

お諮りします。議会推薦の農業委員は、1人とし、阿部洋子君を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議会推薦の農業委員は、阿部洋子君を推薦することに決定されました。

日程第6 報告第1号 「専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)」を議題とします。

朗読は省略します。本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第1号は、町職員が業務において公用車を運転中、建物に衝突し外壁を破損した事故による損害賠償額の決定及び和解契約の締結について、「地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定につ

いて（平成2年議員発議第1号）」の定めにより専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（竹本 修君） ただいまの報告に対する、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（濱本 義則君） 一つお伺いいたします。たまたま、ここで公用車ということで問題なかったと感じております。現在業務の中において、車を使用する場合に全てにおいて公用車でやっているのか、やむを得ない場合には、私用車もお使いになることがあるのか。もし私用車を使う場合には、何か手続きみたいなものをしてらっしゃるおかお伺いします。

○総務課長（諸橋 司君） 濱本議員の御質問にお答えいたします。公用車の使用につきまして職員につきましては、公用車を使用するよう勧めております。ただ公用車の使用が多くて数が足りない場合は、やむを得ず個人の車を使用することもあるかと思っております。それは、出張伺いの時に確認をすることにしております。公用車の台数なんですけど、現在この数にはバックホーとかフォークリフトが入っておりますが、全部で74台公用車として登録しております。以上です。

○議員（濱本 義則君） 特に私用、職員が自分の車を使う場合、これはちゃんとした、いろんな契約を結んでいないと大変なことになるという事例も私は聞いております。その辺を是非研究されまして、そういうものをしてはいかがかなと言うふうに申し上げ終わります。以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。以上で、報告を終わります。

日程第7 報告第2号 「専決処分の承認を求めるについて（川南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

日程第8 報告第3号 「専決処分の承認を求めるについて（平成24年度川南町一般会計補正予算（第7号）」

以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本、二議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第2号及び報告第3号につきまして、御報告申し上げます。まず、報告第2号は、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分をいたしました条例の一部改正につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が、平成25年3月30日に公布されたことに伴い、関連する川南町国民健康保険税条例の一部改正をいたしましたものでございます。この改正の主なもの、後期高齢者医療と国保に分かれて5年が経過し、75歳以上の方がその制度に移行により国保の単身世帯となった世帯（特定世帯）について、5年間2分の1に軽減する措置を適用しておりますが、平成25年度以降にこの適用を受けられない世帯が生じ

るため、5年経過した世帯を（特例継続世帯）として新たに設け、軽減割合を4分の1として3年間延長するものでございます。

次に報告第3号は、地方特例交付金、地方交付税、国県補助金、繰入金など年度末に確定した歳入がありましたので、平成24年度川南町一般会計予算の補正をいたしたものでございます。この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ128,349千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,234,841千円とするとともに地方債補正を行ったものでございます。

それでは、その主なものにつきまして歳入から順を追って御説明申し上げます。

まず歳入ですが地方譲与税は、4,313千円減額をするものでございます。

利子割交付金796千円の増額、配当割交付金764千円の増額、地方消費税交付金1,045千円の減額、自動車取得税交付金4,271千円の増額、地方特例交付金15,949千円の減額、地方交付税188,910千円の増額で、それぞれ交付額の確定によるものでございます。

分担金及び負担金は、89千円の減額、使用料及び手数料は、967千円減額しました。国庫支出金は、17,082千円の減額で社会福祉費補助金816千円、総務管理費補助金14,700千円の減額が主なものでございます。

県支出金は、19,405千円の減額で、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業1,582千円、農業振興費関連資金利子補給事業2,651千円、森林整備地域活動支援交付金事業2,227千円、家畜伝染病予防法委託金4,396千円の減額が主なものでございます。

財産収入は、6,182千円の計上で土地売却収入が主なものでございます。

繰入金は、14,404千円の減額で川南町復興対策基金繰入金の減額が主なものでございます。

諸収入は、6,768千円の計上で、宮崎県市町村振興協会市町村交付金3,286千円、重度障がい者（児）高額医療費返還金1,051千円が主なものでございます。

次に歳出について、御説明申し上げます。

総務費から教育費に係る給料、職員手当等、共済費など人件費に関連するものにつきましては、執行残によるものでございます。

総務費は、245,137千円の増額で、主なものは、特別交付税の増額、及び執行残などにより、財政調整基金に100,075千円、町債管理基金に104,186千円、公共施設等整備基金に61,890千円を積立てるものでございます。

財政調整基金、町債管理基金及び公共施設等整備基金への積立は、役場本庁舎の耐震工事や公共施設の建替え・改修工事、また口蹄疫からの復興で、今後厳しい財政状況が見込まれることから、その財源として積立をさせていただくものでございます。

次に民生費は、25,280千円の減額で、障害福祉費扶助費13,062千円、母子福祉費扶助費4,075千円の減額が主なものでございます。

衛生費は、12,548千円の減額で、予防接種事業3,000千円、子宮頸がん等ワクチン接種緊急

急促進事業1,600千円、西都児湯環境整備事務 組合負担金2,957千円の減額が主なものでございます。

農林水産業費は、37,193千円の減額で、農業経営基盤強化資金利子補給補助金5,301千円、家畜の導入数の減により川南町優良家畜導入事業補助金6,150千円、口蹄疫埋却地管理支援事業4,400千円の減額が主なものでございます。

商工費2,049千円、土木費7,261千円、消防費4,576千円、教育費18,381千円、災害復旧費2,000千円、予備費7,000千円の減額は、それぞれ執行残によるものでございます。

第2表地方債補正は、事業費の確定によるものでございます。

以上、2件の報告となります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（米山 知子君） 議案書39ページの総務費のところでお伺いします。諸費の振興班長報酬の288千円の減額、区長報酬の36万円の減額になっております。これは、以前から区長不在の地区があるということと、それから振興班長報酬が減っているということは、振興班の数が減っているのなと予想するのですが、実態と25年度に向けての見込みはどんなでしょうか。

○総合政策課長（永友 尚登君） ただ今の御質疑ですが、まずこの振興班長報酬につきましては、年度当初報酬につきましては、積算基礎が1世帯あたり800円で計算してございまして、4,000世帯でカウントさせていただいております。これは、現実的に4月1日現在で65%の振興班加入率ということもありまして、例年4,000世帯で計算をさせていただいて264班の振興班、3,640世帯に対して報酬を支給してございまして、その執行残として減額をしております。それから区長報酬につきましては、先ほど言われたように12区長の不在が1年間ありました。この件につきましては年間36万円、報酬は年額でありますので36万円の減額をしております。それで、今後の見込みであります、昨年度から地域づくり検討委員会で検討してございまして、昨年度もこういうお話を申し上げたわけなんです、今年度、更にそこを強化しまして、今年度12月に何とか今年の3月の議会でも町長が申し上げましたように12月議会には提案できるようなスケジュールで行っていきたいということで担当課として考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○（米山 知子君） すいません。別なもう一つなんです、議案書の17ページの使用料及び手数料のところ、教育使用料、社会教育使用料、農村センターそれから保健体育施設使用料、諸々の施設があつて681千円の減額ですが、これは使用が予算というか、目的に達しなかったというふうに理解するのですが、この辺の今後に対しての考えたかというか今後の対策、使用料が減額にならないようなことはどうすればいいかということ。これは、スポーツ振興に関係してくると思いますが、その辺のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 減額がそれぞれありますけども、本年度は例年と同じく期待をかなりもって使用料を上げたわけなんですけど、実質的に、広報活動それからその使用を推進する努力が足りなかったのではないかと思います。25年度は、このような減額とならないように是非とも使用料で維持できるまでにはなかなかありませんけれども、少しでもカバーできるような使用料を確保できるよう努力していきたいと思っております。以上です。

○議員（米山 知子） こういう体育施設の使用は、もちろん使用料を取って収入をあげるということは、目的の一つかもしれません。大きな目的は、やはり町内のスポーツ振興だと思っております。ですから、本当に考えれば使用が増えて使用料が上がるけども逆に使うための維持費というのは、支出としては増えてくるのではないかと、歳入歳出の面では考えられるんですが、町長が以前から言ってらっしゃるように、スポーツを通じて町内の活性化というようなことを考えると、使用料ということに一つ目をつけて、いかにしたらスポーツが活発になるか、皆さんがいかにこの施設を使うかということに是非取組んで頂きたいなと思っております。そのために今までのやり方では不十分であったということですので、25年度は、是非担当課としては力を入れてスポーツ振興に取組んで頂きたいなと思いき要望を言って質問を思わります。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中津 克司君） 報告第3号「平成24年度川南町一般会計補正予算第7号」6款1項6目口蹄疫埋却地管理支援事業440万円の減額であります。これは、委託料のようでもありますけども、埋却から3年が経過し埋却地の復元が今行われようとしているところですけども、埋却地について大きな動きはないと思っておりますけども、この減額の原因を教えてくださいとおもいます。

○農林水産課長（押川 義光君） 中津議員の御質問にお答えいたします。口蹄疫埋却地管理支援事業当初1,300万円ほどで予算化しておりました。この内容につきましては、埋却地の管理、草刈及び陥没地の修復ということで予定しておりましたけれども、実際の設計単価と見積入札の結果これだけの残がでたと、その一番の原因は、開始時期が県国の関係がございまして5月にずれ込んでしまったということと、併せて2月3月まで国の埋却地管理支援がどういう状況になるのかということを見極めて、万が一陥没等がかなりあればとことんそれで整備しようと考えておりました。ところが、今年度、早速国県の予算で埋却地陥没全てにおいて再生整備が行われるということが確定いたしましたので、最後まで引っ張っていたこの金額が不用ということになって落とさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（竹本 修君） 他に質疑ありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 報告第2号「専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」についてですが、これは、国の法律が変わったからそのまま川南町も変更するということだと思っておりますが、5年間の経過措置が終わって新たに軽減割合を4分の1として3年間延長することに国が法律を変更することでそれをそのまま

川南町にあてはめることだと思いますが、川南町としての新たな軽減と言うのは入っているのかお尋ねします。

○税務課長（永友 好典君） 内藤議員の御質問にお答えします。町長の報告の説明でありましたように、平成20年から後期高齢者の制度が始まりまして平成24年で5年間を経過するというので、75歳の方が後期高齢者に移った場合にそれに残されます国民健康保険について5年間2分の1の軽減をするということで全国的な動きでそれに伴って川南町の税金に対して2分の1といところですけども25年度以降はその制度が6年目を向かえる世代が出てくるわけです。その件につきましては、5年間ということになりますと25年度以降はその軽減を受けられないということになります。それに伴いまして国として考えたのが、75歳になりまして5年間で残られる世帯につきまして、75歳になれば当然後期高齢に入ってくるようになるわけですけども、残られた方、3年間程余裕を見て2分の1の軽減特例継続世帯という名称を持って3年間継続するということがきていますので、それに伴って川南町の税条例も改正させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（竹本 修君） 他に質疑ありませんか。

○議員（濱本 義則君） 同じく報告第2号「専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」についてでございます。この条例の専決処分ということに対して私は御質問したいと思います。この本条例につきましては、今、御説明がありましたように国の法律が変わることによりますことで、やむを得ないという事情があることは考慮されます。ただし、その内容も少しは変わっているようでございます。この条例というものは、川南町の法律でございます。この条例改正によって町政運営もいろんな変化がでてくる可能性もございます。そういう条例をわずかなことであるにしても専決で処分するということに対してどういうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○税務課長（永友 好典君） 濱本議員の御質問にお答えいたします。この条例改正につきましては、施行期日が平成25年4月1日からということもありましたので、私共も当然6月の議会提案ではどうかということでもいろいろ郡内の状況を見合わせながら県とも協議をさせていただきましてけれども、条例の中身的につきましては、早急に手続きをした方がいいのではないかとことでしたので、今回臨時議会があるということでありましたので、それに照らし合わせて専決処分をさせていただいたところでございます。以上です。

○議員（濱本 義則君） そういう時間的なものもあろうかと思えます。先ほど申しましたように条例というのは、あまり軽くみちやいかんというふうに思うわけでございます。その間、国の法律が決まってから4月1日までの期間がどれくらいあったのか、その間に例えば本来ならば臨時議会を開いてやるというのが筋ではないかと思えますがいかがでしょうか。日にちは、何日位あったのでしょうか。

○税務課長（永友 好典君） 先ほどありましたように法律が平成25年3月、25年の第3号ということで、25年3月30日施行でございますので、余裕的に1日しかなかったということ

でございます。30日施行の4月1日開始ということです。適用ということになります。以上です。

○議員（濱本 義則君） 施行は、3月30日かもしれないけども、それより早くわかっていたわけでしょう。それが、そういう状態で議会にかけられないなら、そういうふうにして頂ければよろしいのではないかと思います。それから、もう一つこのことだけではないんです。以前からこの条例に関しても何例か専決処分がございました。この条例というものの性格を町の執行部がどういう考え方をしているのか。あまりにも軽々しく専決処分というものができるのかというのを伺いただけでございます。税務課長ではなく町長にお伺いします。以上で終わります。

○町長（日高 昭彦） ただ今の御質疑でございますが、今回につきましては、公布されたのが平成25年の3月30日でございます。そして、1日からの施行ということでございます。県下の市町村に問合せた結論から申しますと、条例を軽んでいるつもりは全くございませんし、ではどこまでがいいのかと申しますと当然市町村の担当がございますので、県にお伺いを立てながら総合的に判断する、それができる軽微なものであり、なお且つ時間的余裕がない場合においては、専決という選択をさせていただきました。

○議長（竹本 修君） 他にありませんか。

○議員（税田 榮君） 57ページの農林水産業費、6款ですけども負担金補助及び交付金ウニ・アワビ放流事業補助金474,000円ですけども、これも海の状態がなかなか悪いわけですけども農林水産課として川南町の特産物をあきらめたということでしょうか。

○農林水産課長（押川 義光君） 税田議員の御質問にお答えいたします。決してそういうつもりは全くございません。あくまでもウニ・アワビの放流につきまして、団体を通じて長年助成しそして資源の枯渇をしないように取組んだわけですが、最近その団体自体の体質が弱っておりまして、その申請ができない状況にあるというところがございます。そういうことから我々としましては、それに代わる何かの方法を今年度模索しなければならぬと考えております。24年度については、そういう状況で従事者も2、3人になってしまったと、そういう状況がありましたので24年度は最後まで見ておりましたが残念ながら落とさざるを得ないという状況になったというところがございます。25年度につきましては、違う方法でも考えまいると考えているところであります。以上です。

○議員（税田 榮君） その事なんですけどね、確かに事業自体が弱くなって高齢と海の状態が悪化といいますか藻場がなくなるし、1回雨が降ると海が濁る、そういう状態の中で2年間くらい病人が出ましてウニ部会というのが川南漁協にあるんですけどこれ弱体化しています。しかし、新しい方法を取るなりして何とか残してもらわないと100年位続いている海の磯遊びにつきましても無くなると非常に残念です。川南の海が大事な将来の資源になると思いますので今後とも見捨てずにいい知恵を出してやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（竹本 修君） 他に質疑ありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 専決第2号「平成24年度川南町一般会計補正予算第7号」中39ページ、同僚議員が質問した振興班長報酬じゃけんども、執行残という簡単に済まされるものではないと思うちゃけんどもよ。この4,000世帯が3,600、4,000世帯が65%、3,600になったら60%になるわけじゃがよ。入札残みたいにかっこええこつ言いよるけんどもよ、これは、執行残ではないと思うとやがよ、ちっと危機感がねえごつある。専決処分で議論するような予算ではないとおもうとやが、これは執行方も議会も末端行政関係でしっかり議論して、ほんとやったら、4,000世帯分の予算より予算が上がるような状況じゃなかったら仕事したことにはならんと思うっちゃがよ。簡単に執行残ち言われるような状況じゃねえち思うちゃけんどもよ。この簡単に執行残いう執行方は、今一理解でけんどもよ。このままのような状況やったらよ、来年また執行残が出てくるがよ。もちっと、しょね入れて考えていかないかんちゃねね。

○総合政策課長（永友 尚登君） 今、言われたように報告の中で執行残と申し上げただけで、この件についての対策については、一生懸命取り組んでいます。それと、今後の考え方としては、行政が行政がということではなくて、自治の立場から、やはり今区長分館長という制度なんです、お互いに痛み分けといいますか、新たな改革をする以上はそういう覚悟を持って取り組んでいきたいと思えます。この件について真摯に取り組んでいないというふうには全く思っておりません。是非、解決というか新しい形の川南町の末端の行政をつくりあげたいと思っております。ですからこの中で執行残と申し上げたのは、あくまで報告だけの執行残と考えておりますので客観的数字だと思っております。この65%というのは、積み上げた数字でありますのでこれを行政の立場から直接言ってどうのこうのということではできません。これは、かなり至難な業と思っております。ですからかなり合理的な方法で取組を行っていきたくと思っておりますので、区長分館長の組織、議会もそうですが内部の役場組織においてもそれについての取組を今年度真摯に取り組んでいきたいと思っておりますので、全くいい加減な報告をしているつもりはございませんので御理解いただきたいと思います。

○議員（児玉 助壽君） これを言いよつとが、ちゃんと審査して執行部だけの問題ではないとね、議会もいろいろ知恵を出して議論していかないかんと言いよるだけやがね。これで、執行残で専決処分して落としてしもうたら何にもならんがよ、そこを言いよるちゃけんどもよ。

これは、自分のところもあるから言いたくねえっちゃけんどもよ。57ページ、税田議員が言うたウニ・アワビ放流よね。これは、組合員が少なくなっていることはあるっちゃけんどもよ、藻場が衰退しているから放流しても効果がないと思うっちゃけんどもよ。何年か前に県が5億円ばかり投入して藻場所を設置したけんどもよ、海の藻屑と消えたけんどもよ。水温やら上昇しているからいろいろあるっちゃけんどもよ。今の状況におうたよね海藻を植えるとかそういう研究を県とかせんとかしらんけんどもよ、県の方に要望でけんどもよ。今の

かじめやら、平成12・13年頃、2・3年かけて5億円ばかりかけて設置しちよるちゃけんどんよ。全然物にならんかったちゃけんどんよ。今の環境条件に併せた藻場を設置するような事を考えていかないかんと思うっちゃけんどんよ。そこ辺のどこを県と協議しないと。今年も47万は上げとつとね。上げとつてんねえ、どんげかなあち思うとやが。そして、この前も密漁みたいなつがきちよって、警察が入ったごつあるけんどんよ。放流してん一緒やね、あんげて密漁されたらよ。

それと、漁協直販は結構検討委員会したけんどん、これ程余ったちいうことは、検討委員会の仕方が足らんかったっちゃねっか。で、直販建設ありきの検討委員会じゃねえごつあるかい評価はするけんどんよ。これだけあれば、漁協が20万出すっちゃかい40万あるっちゃかいよ、もちっと研修できたち思うとやが、そこ辺はどんげ考えとんね。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。先ほど、申しされましたウニ・アワビの件ですが、今までが事業実施を補助する体制でまいりました。そういうことから、事業実施は実際されているということでございますけども、その收支関係がまったく把握できていないというのが実態のようでもございました。その中で、こちらの方も手助けしてやろうとしたのですが、なかなかその部分に手が差し伸べられなかったというのが、ウニ・アワビの稚魚と申しますか、そういうのを購入したいろんな伝票なりが整理できていないという状況がございましたので、やむなくそういう形をとりました。ただ、先程も申しましたとおり、このことは存続していくことで資源の枯渇を防ぐということが大事だと思っておりますし、片方では私達も栽培漁業センターの会議に行くたびに私自身が行って「海水温に適した海藻の研究はできないのか」と、そういう意見もよくしている所です。漁業センターの回答としまして、そういう研究はしているんだということですが、なかなか実態がでてこない。そのことに対しても私達は、負担金を納めながらやってる中では、「もう少し形の見えるものを模索しましょう」という話をしているところでございます。絶えず栽培技術センターあるいは水産政策課とそういう議論をしながら進めたいと思っております。

最後に検討委員会の件ですが、実は佐伯、蒲江、鹿児島のいちき串木野などそういったところに研修に行きましたけれども、ここにぴったりあてはまるというところは、もちろんございません。そういった所に行った結果を今後は、自分のところで噛み砕いて、そして今までの実態とこれからを見据えてやろうということになりましたので、もうこれ以上研修は行っても厳しいと、ですから現状の分析とこれからを見据えたことをやろうということになったものですから費用はかからないということになりました。そういうことで、24年度に組んでいた予算は、今回落とさせていただいたということでございます。それから検討委員会は、今年度も続いておりますので、具体的な数値とこれからの展望を見据えて皆さんと議論しながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（竹本 修君） 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます、討論採決は議案ごとに行います。

報告第2号 「専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから報告第2号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、報告第2号 「専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定されました。

ここで先ほどの追加日程第5 「議席の一部変更について」から第10までを申し上げましたが、追加日程第4から第9までに訂正方お願いしたいと思えます。

報告第3号 「専決処分の承認を求めるについて(平成24年度川南町一般会計補正予算(第七号))」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから報告第3号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、報告第3号 「専決処分の承認を求めるについて(平成24年度川南町一般会計補正予算(第七号))」は、原案のとおり承認することに決定されました。

日程第9 議案第35号 「財産の取得について」を議題とします。

朗読は省略します。本義案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第35号につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。議案第35号は、平成25年度当初予算で御承認をいただきました消防ポンプ車購入について、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

議案第35号 「財産の取得について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第35号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第35号「財産の取得について」は、原案のとおり承認することに決定されました。

日程第10 同意第2号 「監査委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

失礼しました。地方自治法第117条の規定により、中津克司君の退場を求めます。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 同意第2号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

同意第2号は、地方自治法第196条第1項の規定により中津克司氏を監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御意義ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、同意第2号「監査委員の選任について」は、原案のとおり承認することに決定されました。中津克司君の入場を許可します。

ただ今監査委員に選任されました中津克司君をご紹介します。

ここで、ご挨拶を頂きたいと思います。

○監査委員（中津 克司君） ただ今御承認頂きました中津克司でございます。議会選出の監査委員として公正普遍に職員の方が良い意味での緊張感を持てるように精一杯鋭意努力したいと思います。時には嫌われる勇気も必要かなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（竹本 修君） 日程第11 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないのでそのように決定しました。

お諮りします。来る5月24日、木城町において児湯郡(市)町村議会議長会主催「議員研修

会」が開催されますので、議員全員出席したいと思います。なお、この「議員研修」については、別紙のとおり議員派遣扱いとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議がないのでそのように決定しました。

お諮りします。各常任委員会の町内所管事項の調査についてであります。先ほどから常任委員会が構成されましたので、その所管事項の調査を5月中に各常任委員会ごとに、4日以内の予定で行うことに御異議ありませんか。

〔「異議がないし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、各常任委員会の所管事項の調査については、以上のとおり決定しました。

次に行政調査の件について、お諮りします。所管事項調査とあわせて、それぞれ当面する問題についての行政調査を、各常任委員会ごとに6月から8月頃までに行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議がなし」という声あり〕

異議ないのでそのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成25年第2回川南町議会臨時会を閉会します。

おつかれさまでした。

午前12時35分閉会
